

Title	国際関連訴訟の規制のあり方 : 国際訴訟競合規制に照らして
Author(s)	後, 友香
Citation	阪大法学. 2019, 68(5), p. 127-155
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87183
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

国際関連訴訟の規制のあり方

——国際訴訟競争規制に照らして——

後
友
香

- 一 はじめに
- 二 日本法
 - (一) 国際訴訟競争
 - (二) 国際関連訴訟
- 三 外国法
 - 三一 一 EU法
 - (一) 国際訴訟競争
 - (二) 国際関連訴訟
 - 三一 二 フランス法
 - (一) 国際訴訟競争
 - (二) 国際関連訴訟
 - 三一 三 小括
- 四 検討
- 五 おわりに

日々国際化が進んでいる現代社会では、一連の紛争に係る訴訟が複数の国で提起される事態もますます増加している。わが国では、そのような事態のうち、同一事件について国内外で複数の訴訟が提起されている状態を国際訴訟競合として、その規制のあり方を論じてきた。他方で、国際訴訟競合とは異なり、事件の同一性は備えないけれども、争点の一部が重なり合う場合はどうか。この場合にも、後述のように、当事者及び裁判所に、部分的にはあれ重複した負担を負わせることになるのみならず、国際的に不均衡な法律関係を生じさせるリスクが存するため、その負担やリスクに見合った規制が必要とされる場合があるのではないか。本稿では、このような場面を「国際関連訴訟」として取り上げ、特に、後述の最高裁の平成二八年判決における民事訴訟法三条の九の解釈適用による規制の枠組みを対象として、国際訴訟競合の場合との均衡を図りつつ、あるべき国際関連訴訟の規制のあり方を検討したい。

そこで、本稿では、まず、わが国における国際訴訟競合規制に関する議論を概観した上で、最高裁の平成二八年判決を紹介する。次に、日本と異なり国際訴訟競合規制及び国際関連訴訟規制の規定を置いているEU法を紹介する。さらに、日本と同じく両規制の明文規定は存在しないが、判例で両規制が形成されているフランス法を参照する。フランス法は、EU構成国間で相互的に適用されるEU法とは異なり、一国が一方的に設ける規制であるという点でも、日本法の参考となると考える。最後に、これらの外国法から示唆を得て、国際訴訟競合との均衡を視野に、国際関連訴訟を却下する際に考慮すべき要素の一つを提示したい。⁽¹⁾

二 日本法

(一) 国際訴訟競合

日本法においては、国際訴訟競合につき明文規定は置かれておらず、最高裁判例もないことから、下級審裁判例や学説が様々に分かれている状況にある。まず、国際訴訟競合の際に何らかの規制を設けるかについて、消極説と積極説に大別される。そして、積極説の中にも多様なバリエーションがある。

(a) 規制消極説

この説は、国際訴訟競合が生じても内国訴訟を何ら規制しないとするものである⁽²⁾。この説を支持する学説の多くは、国際裁判管轄をはじめとする国際民事訴訟に関する規定の世界規模での統一が達成されていないという現状の限りで、という留保を付した上で、国際訴訟競合を規制しない具体的な根拠としては、二重起訴の禁止を職権調査事項とした場合の裁判所の負担や、承認予測の困難⁽⁴⁾、フォーラムショッピングの回避や外国判決の執行が（迅速に）なされない場合があること等を挙げている⁽⁶⁾。

(b) 承認予測説

この説は、先に係属した外国訴訟の結果下される判決が日本で承認されると予測される場合に、内国後訴を却下又は中止するとするものである⁽⁷⁾。学説上、国際訴訟競合規制の目的を、外国判決承認制度の国際的私法生活の安定という趣旨の補完だとするものがある⁽⁸⁾。規制手段は、先に係属した外国訴訟が判決に至ったときにその日本での承認が予測される場合に、内国後訴を却下又は中止するというものである。承認予測説では元々は却下だとされていたが⁽⁹⁾、近年は、承認予測が外れる可能性等を考慮して、中止を主張するものがほとんどである⁽¹⁰⁾。

(c) 利益衡量説

この説は、国際訴訟競合状態が生じた場合に、外国と日本をどちらがより適切な法廷地であるかという視点で比較し、外国の方が適切な法廷地である場合には、日本の裁判所に管轄がないとする説である⁽¹¹⁾。具体的には、外国判決の承認・執行可能性のみならず、いずれかの当事者に実質的な司法的救済の拒否が生じないか等も考慮すべきであるとするものがある⁽¹²⁾。その手段としては、外国訴訟の不確定な要素を否定しきれない場合には、「期日は追って指定」という実務上の便宜的取扱いに代えて、「中止」を国際訴訟競合の調整手段として導入すべきである⁽¹³⁾とするものがある⁽¹⁴⁾。

(d) 折衷説

この説は、国際訴訟競合を原被告共通型と原被告逆転型に分けて考察する⁽¹⁵⁾。すなわち、この説は、規制の根拠を、不均衡な法律関係の予防と被告の不利益の防止に求めた上で、前者については、被告の重複防禦の不利益をこえた原告の重複訴訟提起の必要性が要求されるとして、承認予測による処理が妥当だとする。他方で、後者については、「適切な管轄地への引戻し」という国際裁判管轄の問題として処理するのが妥当である⁽¹⁶⁾とした上で、日本の方が適切な管轄地だと認定できれば、本案の審理判決をなし、外国判決の承認執行が求められた際には公序を援用して拒否すべきものであるとする⁽¹⁷⁾。また、訴訟競合と認められた場合の規制手段について、「期日指定を事実上行わない方法（いわゆる期日の『追って指定』）によるのが正当⁽¹⁸⁾」だとする。

(e) 訴の利益説

この説は、無益訴訟の回避の観点から、内国後訴に訴の利益が認められない場合には、内国後訴を却下するとするものである⁽¹⁹⁾。この説では、国内の二重起訴の禁止の前提たる「法制度的な条件の均一性⁽²⁰⁾」が国際訴訟競合では存

在しないため、「定式化された二重起訴禁止原則の適用問題としてではなく、一般原則としての訴の利益の問題平面上に戻して考えるべき」⁽²¹⁾であるとする。その上で、間接管轄が肯定され判決承認に関して相互性が認められる外国の裁判所に訴訟が係属している場合には、内国後訴によるべき特別な利益又は必要性が認められない限りは、内国後訴は却下を免れないとする。

(f) 小括

国際訴訟競合の処理として、何らかの規制をする積極説をとる論者が多数である。規制手段については、却下又は中止が提唱されている。規制目的については、まず、国内の二重起訴の禁止の目的（①矛盾判決の防止、②被告の応訴負担、③訴訟不経済）を国際的な場面に置き換えて考えていると見ることができるところがある。すなわち、承認予測説で指摘される被告の国際的私法生活の安定や、折衷説で指摘される不均衡な法律関係の予防は①に、同じく折衷説で指摘される被告の不利の防止は②に、訴の利益説で指摘される無益訴訟の回避は③に相当すると考えられる。これらに対して、利益衡量説で指摘される実質的な司法的救済の保障は、一国内では問題とならず、国際的な場面で初めて問題となる内国訴訟の原告の不利⁽²²⁾である。では、事件が同一ではなく争点の一部重なり合うにとどまる国際関連訴訟について、これら四つの規制目的をどのように捉えるべきであろうか。

(二) 国際関連訴訟

国際訴訟競合に関する学説から導かれる四つの規制目的のうち、まず、国内の二重起訴の禁止の目的に相当する三点については、国際関連訴訟には、国際訴訟競合よりも低い程度で妥当すると考える。というのは、本稿では、国際関連訴訟を、争点の一部が重なり合う訴訟と定義しているが、その共通する争点の限度において、これらの目が妥当すると考えるためである。次に、内国訴訟の原告の不利については、国際訴訟競合の場合であれば、内

国訴訟を却下しても、その原告は、同じ請求について、競合状態にあった外国訴訟で既判力ある判断を受けることができる（ただし、その判決が日本で承認執行されるかという問題は残る）。それに対して、国際関連訴訟の場合には、内国訴訟を却下すると、その原告が同じ請求について既判力ある判断を受けるためには、必ず再度どこかで同じ請求に係る訴えを起さなければならなくなるどころか、そもそもどこでも当該訴えを起させない可能性すらある。これは、国際訴訟競合と質的に大きく異なる点である。したがって、これらの相違を踏まえて、国際関連訴訟の規制を考える必要があるように思われる。

前述の通り、国際訴訟競合や国際関連訴訟についての最高裁判例はこれまで存在しなかった。しかし、近時、米国での訴訟に係る紛争から派生した紛争に係る内国の訴訟を民事訴訟法三条の九を適用して却下するという、注目すべき判決が下された（最判平二八・三・一〇民集七〇―三―八四六⁽²³⁾。以下「平成二八年判決」という）。本稿では、(c)で後述のように、本件では国際関連訴訟が存在したとの立場に立ち、この判例が、今後の国際関連訴訟規制の議論に大きな影響を与えると考えるため、ここで取り上げたい。

(a) 事案の概要

事案の事実関係は次の通りである。X₁は、パチンコ遊技機の開発、製造、販売等を主たる業務とする日本法人である。その取締役であるX₂は、ネバダ州でゲーミング免許を受けているネバダ州法人Yの取締役でもある。X₁の子会社であるAも、ネバダ州法人であり、Yの発行済株式の約二〇%を保有していた。Yは、X₂が米国の連邦法たる海外腐敗行為防止法に違反する行為を繰り返してきたことを理由に、X₂を除く取締役会の全員一致で、Aが保有するYの株式を強制償還することを決議した。そして、以下のような内容の英語の記事をウェブサイトに掲載した。すなわち、①X₂は法律違反の行為を続けてきた、②前述のような取締役会決議をした、という内容である。そして、

Yは、A及びXらに対して、Yが合法的にかつ定款等に忠実に行動したことの確認、及び、X₂の信認義務違反に関する損害賠償を求める訴えをネバダ州裁判所に提起した。これに対して、A及びX₁は、Y及びその取締役らに対して、Yの前述の取締役会決議は無効であるとして、その履行の差止めと損害賠償等を求める反訴を提起した（以下これらを併せて「別件米国訴訟」という）。別件米国訴訟における開示の手続では、当事者双方から、合計約一〇〇名の証人及び合計約九五〇〇点の文書が開示されているが、開示された文書の大部分は英語で作成され、また、証人の大半は米国等に在住し日本語に通じない。

Xらは、その後、別件米国訴訟の係属中に、Yに対して、Yがウェブサイトに掲載した記事によって名誉及び信用を毀損されたと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを東京地方裁判所に提起した（以下「本件訴訟」という）。第一審（東京地判平二五・一〇・二一民集七〇―三―八九〇）も第二審（東京高判平二六・六・一―二民集七〇―三―九一三）も、民事訴訟法三条の九にいう特別の事情があるとして訴えを却下したため、Xらが上告受理申立てをした。

(b) 判旨

「本件訴訟の提起当時に既に係属していた別件米国訴訟は、米国法人であるYが、X₂及びその関係者が海外腐敗行為防止法に違反する行為を繰り返すなどとしていたとして、X₂が取締役会長を務めるX₁の子会社であるAが保有するYの株式を強制的に償還したこと等に関して、YとA及びXらとの間で争われている訴訟であるところ、本件訴訟は、Xらが、上記の強制的な償還の経緯等について記載する本件記事によって名誉及び信用を毀損されたなどと主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償を求めるものであるから、別件米国訴訟に係る紛争から派生した紛争に係るものといえる。そして、事実関係や法律上の争点について、本件訴訟と共通し又は関連する点が多い別

件米国訴訟の状況に照らし、本件訴訟の本案の審理において想定される主な争点についての証拠方法は、主に米国に所在するものといえる。さらに、XらもYも、Yの経営に関して生ずる紛争については米国で交渉、提訴等がされることを想定していたといえる。実際に、Xらは、別件米国訴訟において応訴するのみならず反訴も提起しているのであって、本件訴えに係る請求のために改めて米国において訴訟を提起するとしても、Xらにとって過大な負担を課することになるとはいえない。加えて、上記の証拠の所在等に照らせば、これを日本の裁判所において取り調べることはYに過大な負担を課することになるといえる。これらの事情を考慮すると、本件については、民事訴訟法三条の九にいう『日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情』があるといふべきである。』

(c) 分析

本件においては、別件米国訴訟の本訴と本件訴訟との間では、Yの行動の合法性について、別件米国訴訟の反訴と本件訴訟との間では、Yの損害の有無について、その認定に齟齬が生ずる可能性がある。本稿の立場からは、国際関連訴訟として一定の規制を検討すべき事例であったといえよう。

本判決で訴え却下の根拠とされた民事訴訟法三条の九は、いわゆる「特段の事情」論を引き継いだとされる規定であり、日本の裁判所が同三条の二以下の適用によって国際裁判管轄を有する場合であっても、事案の具体的な事情を考慮して、訴えを却下する余地を認めた規定である。その際に考慮される事情としては、「事案の性質」、「応訴による被告の負担の程度」、「証拠の所在地」が挙げられており、その他の考慮要素の例として、立法者は、「その請求についての外国の裁判所の管轄権の有無、外国の裁判所における同一又は関連事件の係属等の事情」を挙げている。すなわち、国際訴訟競合や国際関連訴訟の処理においてこの条文を適用することは、立法当初から想定さ

れていたと言える。

本判決では、民事訴訟法三条の九にいう特別の事情があると決定するに際して、①本件訴訟が米国訴訟に係る紛争から派生した紛争に係るものであること、②証拠方法の所在、③原告とともに米国での交渉・提訴を想定していたこと、④原告の外国での訴訟提起の負担、⑤被告の日本での応訴負担を考慮した。これらのうち、④以外は、立法時から想定されていたものである。すなわち、①については、前述のその他の考慮要素に含まれているとも、「事案の性質」であるとも解される⁽²⁷⁾。②は、条文中の「証拠の所在地」である。③については、⑤とともに、条文中の「応訴による被告の負担の程度」に含まれるとされている⁽²⁸⁾。他方で、④は、前述の国際訴訟競合規制の目的のうちの内国訴訟の原告の不利に当たり、国際関連訴訟に特有の不利、すなわち、内国での請求に係る訴訟が外国で提起できると仮定した上でその負担を問題としている。本件では、④について、Xらが別件米国訴訟において応訴のみならず反訴提起もしていることから、米国での新たな訴訟提起もXらにとって過大な負担にならないとされている⁽²⁹⁾。しかし、後述のように、本当にそれだけで過大な負担にならないと評価しうるかは疑問である。

すでに述べたように、今後国際関連訴訟規制については、本件判決が一定の基準となり、三条の九による対応が主流となると思われるが、この三条の九の枠組みの下で、当該規制を具体的にどのように国際関連訴訟にふさわしいものにしうるかについて検討するに際し、EU法及びフランス法における両規制のあり方を参照したい。

三 外国法

三一 E U 法—ブリュッセル Dis 規則

EU法では、国際訴訟競合規制及び国際関連訴訟規制のいずれについても、ブリュッセル Dis 規則⁽³⁰⁾（以下「Dis

規則」という。)に明文の規定が置かれている。⁽³¹⁾ Ibis 規則は、国際訴訟競合及び国際関連訴訟をどのように定義づけ、それに応じて規制手段にどのような差を設けているかについて、以下で紹介したい。

(一) 国際訴訟競合 (リスペンデンス)⁽³²⁾

Ibis 規則は、その二九条一項⁽³³⁾で、同一当事者間での同一訴訟原因を含む訴訟が異なる構成国の裁判所に提起された場合について、最初に係属した裁判所以外の裁判所は、職権により、最初に係属した裁判所の管轄が確立されるまで、その手続を中止 (stay)⁽³⁴⁾ するものとする、と規定し、同条三項で、一項の場合において、最初に係属した裁判所の管轄が確立された場合には、最初に係属した裁判所以外の裁判所は管轄を拒否するものとする、と規定する。これらの規定は、判決が抵触するに至ることによって、ある構成国裁判所が他の構成国裁判所で下された判決の承認を拒絶することを余儀なくされることを防ぎ、それによって構成国間の相互信頼の破綻と非効率を避け、⁽³⁵⁾ もって共同体内の適切な司法の運営を促進することを目的とする。⁽³⁶⁾

当事者の同一性に関しては、一部の当事者だけが同じである場合は、当事者が同じ限度で本条が適用される。⁽³⁷⁾ 訴訟原因の同一性という要件は、欧州連合司法裁判所 (Court of Justice of the European Union. 以下「CJEU」という。)によって、訴訟の対象の同一性と訴訟原因の同一性の二つに分けて検討すべきだとされている。⁽³⁸⁾ 訴訟の対象の同一性について、CJEU は、二つの訴訟の核心にある問題の同一性を問う核心理論を採用していると言われている。⁽³⁹⁾ 訴訟原因の同一性は、訴訟の基礎として依拠される事実と法規について判断するとされている。⁽⁴⁰⁾

(二) 国際関連訴訟

Ibis 規則は、その三〇条一項⁽⁴¹⁾で、関連する訴訟が異なる構成国の裁判所に係属した場合について、最初に係属した裁判所以外の裁判所は、その手続を中止することができる、と規定する。続いて、同条二項では、最初に係属し

た裁判所での訴訟が第一審に係属している場合で、その裁判所が両訴訟について管轄権を有しており、その法がその併合を認めている場合には、他の裁判所は、一方当事者の申立てに基づいて、管轄を拒否することもできる、と規定する。最後に、同条三項では、本条での関連の意味について、複数の訴訟は、別々の手続から生ずる矛盾判決のリスクを避けるためにそれらを一緒に審理し決定するのが便宜であるほど非常に密接につながりを有している場合には、関連していると考えられる、と規定している。リスペンデンスを規定する二九条は、それらが承認を争うという意味で、矛盾する判決に関連するのに対して、三〇条は、それらは承認は争わないのだが反対の結論に達しているという意味で、整合しない判決に関連する⁽⁴²⁾。

関連訴訟において管轄拒否ができる場合を規定する二項は、一項にはない三つの要件、①最初に係属した裁判所での訴訟が第一審に係属していること、②最初に係属した裁判所が両訴訟について管轄権を有していること⁽⁴³⁾、③最初の裁判所の国の法がその併合を認めていること、を課している。すなわち、二項では、審級の利益を害することなく内国訴訟の外国訴訟への併合が可能である場合に限って、関連訴訟における管轄拒否を認めている。

三〇条でいう関連の意味について、CJEUは、当時のブリュッセル条約二二条（現在の*lis*規則三〇条に相当。

注（41）参照。）について、適切な司法の運営を達成するために、その解釈は広くなければならず、二つの判決が別々に執行可能であり、それらの法的帰結が相互に排他的でないとしても、抵触判決のリスクがある全ての場合をカバーしなければならない、としている⁽⁴⁴⁾。これは、同じ問題が二つの裁判所に係属するのは、非効率であり、適切な司法の運営を混乱させることがある上に、司法判断の統一が本規則の目的となっているためである⁽⁴⁵⁾。

三―二 フランス法

フランスはEU構成国であるため、フランス固有の法が適用されるのは、*lis*規則が適用されない場面に限られ

る。EU内における統一的な法制度が発達するにつれ、その領域は減少している。とはいえ、各国固有の法制度は、相互的なものではなく、一国が設けている一方的なものであることに加え、前述の通り、明文規定がなく判例法によっていることから、日本法の検討に際して参照に値すると考えるため、以下フランス法におけるこれらの問題に関する判例及び学説を紹介する。

(一) 国際訴訟競合

フランスの内国法においては、内国訴訟同士のリスペンデンスの事案の処理について、明文の規定が置かれて⁽⁴⁶⁾いる。すなわち、同一の訴訟が二つの裁判所に係属した場合には、第二に係属した裁判所は、当事者の申立てに基づき、又は、職権で、訴訟を却下して、先に係属した裁判所に訴訟を委ねることとなる。これによって、同じ請求について複数の裁判所が矛盾する判決を下すことを防ぐことができる。他方で、国際的なリスペンデンスの場面においても、矛盾判決⁽⁴⁷⁾が出ることは、紛争解決の国際的な調和を乱す。とはいえ、各国の司法秩序の独立の原則により、外国訴訟への考慮は内国の場面ほど積極的ではない⁽⁴⁸⁾。実際、判例は、外国で提起された訴訟を理由とするリスペンデンスの抗弁を、長い間認めてこなかった。ところが、一九七四年に相次いで出た二つの破毀院判決が、リスペンデンスの抗弁の受理可能性を認めたことにより、大きく方向転換された。

一つめは、破毀院の一九七四年六月二五日の判決⁽⁴⁹⁾である。この事案は、家族事件に関するものであり、妻が夫に対してコンゴ民主共和国の裁判所で離婚請求をした後に、夫が妻に対してフランスの裁判所で離婚訴訟を提起したため、妻がフランス訴訟においてリスペンデンスの抗弁を申し立てた事案である。控訴裁判所は、外国裁判所に訴訟が係属したことを理由とする抗弁は認められないと判断したが、破毀院はこれを批判した。もつとも、結論としては、コンゴ民主共和国の裁判所に管轄がないと認定し、ともに管轄を有する内外の裁判所に同一の紛争が係属し

ている状況を前提としているリスペンデンスの抗弁の拒絶は正当化されるとした。リスペンデンスの抗弁が認められることをより決定的にしたのは、直後の破毀院の一九七四年一月二六日の判決⁽⁵⁰⁾である。この事案は、財産事件に関するものであり、イタリアの会社がフランスの会社に対してイタリアの裁判所で契約解除等を求めて訴えを提起した後に、フランスの会社がイタリアの会社に対してフランスの裁判所で契約解除等を求めて訴えを提起したため、イタリアの会社がリスペンデンスの抗弁を申し立てた事案である。破毀院は、「リスペンデンスの抗弁は、ともに管轄を有する外国裁判所に係属した訴訟を理由として、フランスの一般法によって、フランス裁判所で認められる。ただし、当該外国で下されるであろう判決がフランスで承認されえないときは、この限りでない。」⁽⁵¹⁾と判示して、イタリアで下されるであろう判決がフランスで承認される余地がなかった本件において訴訟を却下しないとした控訴裁判所の判断を支持した。

国際的なリスペンデンスの抗弁の成立要件は、判例によれば、①当事者、訴訟の対象及び原因が同一であること、②外国裁判所にもフランス裁判所にも管轄があること、③リスペンデンスの抗弁が申し立てられたフランス裁判所よりも先に、外国裁判所に訴訟が係属していたこと、である。⁽⁵²⁾①の訴訟の対象及び原因の同一性について、フランス破毀院の二〇〇六年七月七日の判決⁽⁵³⁾では、金銭的な代償なしに提供したとされた労務について、不当利得に基づく請求に係る訴訟と、農業擬制賃金に基づく請求に係る訴訟は、いずれも、当該労務の報酬としての金銭の支払を目的としていることから、同じ訴訟原因を有すると判断された。これにより、フランス法における訴訟の対象及び原因の同一性については、その法的基礎は重要ではなく、複数の請求が、一方で成果を得れば他方がその目的を失うという関係にある場合に認められると考えられ、EU法と似たように進展してきたと考えられている。⁽⁵⁵⁾

破毀院は、規制手段として却下を前提としているようだが、訴訟手続を中止する (surseoir à statuer)⁽⁵⁶⁾ という中

間的な方法を採用することはできるか。この点、学説は分かれている。一方で、中止を正面から認める見解もある⁽⁵⁷⁾。その理由としては、外国判決の承認不可能性を見逃す恐れ等⁽⁵⁹⁾が挙げられている。他方で、外国判決の承認の確実性の高さにしたがって効果を異ならせる見解もある。すなわち、将来の外国判決が違法であることが確実である場合にはフランス裁判所は訴訟を続行する一方で、外国判決の承認がほぼ確実である場合には訴訟を却下し、承認の可能性がその中間であって、訴訟の続行でも却下でもなく判断を遅らせることに相当するような場合には、手続を中止するとする⁽⁶⁰⁾。

(二) 国際関連訴訟

フランスの内国法においては、内国訴訟同士に関連性がある事案の処理について、リスベンデンス同様、明文の規定が置かれている⁽⁶¹⁾。すなわち、関連する二つの問題が二つの裁判所に係属した場合には、関連性の抗弁が提出された裁判所は、訴訟を却下して、他方の裁判所に訴訟を委ねることとなる。他方で、国際的な場面において、破毀院は、リスベンデンスの抗弁と同じく、関連性の抗弁を長い間認めてこなかったが、一九九九年六月二二日の判決⁽⁶²⁾において、国際的な関連性の抗弁を明示的に認めた⁽⁶³⁾。この事案では、香港の会社が元経営者に投資の目的で預けていた金銭が、元経営者が債務を負っていた銀行によってモーリシャスで差し押さえられた。そこで、香港の会社は、銀行と元経営者に対して、まずモーリシャスで、投資の目的で渡した額の返還を請求し、次いでフランスで、同額の支払を求めた。破毀院は、判決の矛盾のリスクを理由に関連性の抗弁を認めて訴訟を却下した控訴裁判所の判断を支持した。学説でも、判決の不整合を避けるために、何らかの規制をすることが支持されている⁽⁶⁵⁾。

国際的な関連性の抗弁の成立要件は、判例によれば、①両訴訟の間に密接な関連性が存在すること、②外国裁判所にもフランス裁判所にも管轄があること、である⁽⁶⁶⁾。リスベンデンスと異なり、フランス裁判所が外国裁判所より

も後に係属している必要はないが⁽⁶⁷⁾、関連性の抗弁は、当事者によって明示的に申し立てられなければならない⁽⁶⁸⁾。①の密接な関連性については、前述の破毀院の一九九九年六月二二日の判決で、その定義が示されている。すなわち、破毀院は、「国際的な関連性の抗弁は、異なる二つの国に属するともに管轄を有する二つの裁判所に、それらの間に矛盾を生む性質の関連性を生じさせる二つの進行中の訴訟が係属している場合にのみ認められうる⁽⁶⁹⁾」とした。当該判決では、具体的には、モリシヤスで行われた差押えの有効性について矛盾のリスクが存在するとされた。しかし、対象とされる矛盾についての指示がないため、この定義は曖昧であるとして批判されている⁽⁷⁰⁾。

破毀院は、ここでも、規制手段として却下を前提としているようである⁽⁷¹⁾。そして、ここでも、却下だけでなく中止も取り入れる可能性が論じられている。この点につき、関連訴訟の場合をリスペンデンスの場合と比較し、規制手段をリスクの大きさと比例させて考え、中止のみを支持する見解がある⁽⁷²⁾。他方で、却下の場合と中止の場合で、国際的な関連性の抗弁を認める要件を異ならせるとする見解もある⁽⁷³⁾。すなわち、まず、国際的な関連性の抗弁の効果として却下を前提とするのであれば、フランス裁判所は、前提として、外国裁判所が、そこに持ち出された請求のみならず、フランス裁判所が却下するよう要求されている請求についても直接管轄を有することを保証しなければならぬ⁽⁷⁴⁾と考える。そして、裁判所が訴訟手続を中止するならば、前述の、フランス裁判所で持ち出された請求についての当該外国裁判所の直接管轄については要件から外れるとする⁽⁷⁵⁾。この見解は、フランス裁判所で却下された請求について、関連訴訟が係属している当該外国裁判所が管轄を有するかを問題としている点で、内国訴訟の原告の不利益を考慮していると言える。

三―三 小括

EU法においては、Ibis規則の二九条において国際訴訟競合につき、三〇条において国際関連訴訟につき、明文

規定を置いている。前者は、当事者、訴訟の対象及び原因が同一である場合を対象とし、後者は、二つの訴訟が、抵触判決のリスクを避けるためにそれらを一緒に審理し決定するのが便宜であるほど非常に密接につながりを有している場合を対象としている。国際訴訟競合規制は、抵触する判決の防止を目的としており、構成国裁判所は、外国裁判所の管轄が確立されるまでは内国訴訟を中止し、それが確立されれば内国訴訟を却下しなければならない。他方で、国際関連訴訟規制は、整合しない判決の防止を目的としており、原則として手続を中止することができるが、内国訴訟を審級の利益を害しない形で外国訴訟に併合可能な場合は、却下することもできる。

フランス法においては、明文規定はないものの、破毀院の判例によって規制が形成されている。国際訴訟競合は、当事者、訴訟の対象及び原因が同一である場合を対象とし、判決の矛盾の予防を規制目的とする。国際関連訴訟は、二つの訴訟が、矛盾を生む性質の関連性を生じさせる場合を対象とし、判決の不整合の予防を規制目的としている。破毀院は規制手段につきいずれについても却下を前提としているようであるが、学説上は、双方について、却下が可能な場面を限定したり、あるいは中止を取り入れたりするなどの議論がされており、国際関連訴訟については規制手段を中止のみとすべきとする見解もある。

四 検討

以上見てきたように、*lis pendens*規則でもフランス法でも、国際関連訴訟規制が国際訴訟競合規制とは異なって論じられていることが分かる。前述のように、国際関連訴訟は、国際訴訟競合の場合と異なり、訴訟の重複が一部分しか生じていない上に、却下された請求について既判力ある判断を受けるためには、外国で再度訴えを提起する必要があるため、内国訴訟の却下には慎重であるべきである。それでは、民事訴訟法三条の九の枠組みの下での処理を

考えた際に、何を考慮要素とすべきであろうか。

まず、前述の、フランス法における、却下の場合と中止の場合で、国際関連訴訟の規制要件を異ならせるとする見解を参照したい。ここでは、却下を前提とする場合には、中止を前提とする場合と異なつて、却下を求められている内国請求につき、関連訴訟が係属している外国裁判所が直接管轄を有することを要件としており、内国請求の却下による内国訴訟の原告の不利益を考慮していると言える。これと同様のことは、民事訴訟法三条の九のその他の考慮要素の例として、内国「請求についての外国の裁判所の管轄権の有無」が挙げられていたこと⁽⁷⁶⁾からわかるように、わが国の民事訴訟法改正時の立法者によつても考えられていた。確かに、却下する請求についていずれかの外国裁判所が国際裁判管轄を有することを確認することも、内国訴訟の原告の司法的救済の保障には資する。しかし、それだけでは、矛盾判決の防止、被告の応訴負担、訴訟不経済という規制の目的にかなうことの十分な保証にはならないと考えられる。

そこで、内国請求につき、関連訴訟が係属している外国裁判所が直接管轄を有することから一歩進めて、*This* 規則で関連訴訟を却下するための要件とされている、内国請求が当該外国訴訟で併合審理されうることを考慮要素としてはどうか。その併合可能性の有無は、関連訴訟が係属している当該外国の法に基づいて判断される必要がある、審級の利益の観点から、当該外国での訴訟は第一審に係属している必要があるであろう。両訴訟が併合可能だということは、却下された内国訴訟に係る請求を、既に係属している外国訴訟の中で立てられることを意味するため、確かに、内国訴訟におけるそれまでの審理過程は生かされないにしても、内国訴訟の原告の負担の軽減につながる。それに対して、(当該外国裁判所に直接管轄があるにしても) 外国訴訟に併合のできない内国訴訟を却下することは、新たな訴えを関連請求と併合されることなくもう一度提起させることを意味し、ここでは、規制の

目的たる、矛盾判決の防止、被告の応負負担、訴訟不経済が達成されうる保証はない。こうして見ると、内国請求が外国訴訟で併合審理される可能性があれば、国際関連訴訟における内国訴訟の原告は、却下された請求についての既判力ある判断を、確実に且つ既にある訴訟と併合される形で受けることができるため、原告の利益状況は、既に内国請求と同一の請求が外国裁判所で係属している国際訴訟競合の場合に近づくと言え、国際訴訟競合における却下とバランスがとれると考える⁽⁷⁷⁾。

勿論、平成二八年判決でもそうであったし、⁽⁷⁸⁾そもそも民事訴訟法三条の九の文言からしてそうであるように、日本の裁判所の国際裁判管轄を否定すべき特別の事情は、国際関連訴訟があることだけでなく、他の諸事情も考慮して初めて認められうるものであることも忘れてはならない。事案の性質や証拠の所在地等によつては、たとえ外国訴訟で併合審理されなくとも、日本での訴えを却下して他の国で再度同じ訴訟を提起し直させた方が良い場合もある。確かに、*Dis*規則では、却下をする際には、併合可能性を絶対の要件としている。しかし、*Dis*規則では、国際関連訴訟の規制として、中止に加えて、併合可能性がある場合の却下という二つを用意しているのに対して、国際関連訴訟の三条の九による規制のあり方に検討対象を絞っている本稿では、規制手段として却下のみを前提としている。よつて、*Dis*規則の基準によれば却下はできず中止にとどまるけれども、日本法の下では却下で対応せざるを得ない場合もありうると思われる。したがつて、本稿では、併合可能性を、絶対の要件とするのではなく、一つのメルクマールにとどめるべきであると考ええる。

もっとも、最後に注意的に述べておきたいのは、私見では国際関連訴訟において現時点で内国訴訟の却下を最善の手段として考えているわけではない、ということである。前述のように、民事訴訟法三条の九に基づく国際関連訴訟の規制枠組みの活用は今後更に進められると思われるため、本稿では、それに基づいて、国際関連訴訟におい

て内国訴訟の却下の妥当性を判断する際の一つのメルクマールの提唱を行ったにすぎない。同条以外の枠組みも視野に入れた場合にどのような規制手段が最もふさわしいかについては、今後の検討課題としたい。

五 おわりに

以上、本稿では、事件の同一性は備えないが、争点の一部が重なり合う訴訟を関連訴訟と捉えた上で、民事訴訟法三条の九の適用による却下という規制を前提とした際に、内国請求が、関連訴訟たる外国訴訟において併合審理されうることを考慮要素の一つとすることを提唱する。もつとも、これはあくまで一つのメルクマールに過ぎないと考えており、実際の事案では、他にも様々な要素を総合衡量して、内国訴訟を却下するか否かを定めることになろう。その際、どのような要素を考慮の対象とすべきであるのかや、併合可能性⁽⁷⁹⁾と他の要素との関連性については、今後の検討課題としたい。また、そもそも、関連訴訟として規制する際に二つの訴訟の間に要求される関連の意味や、その要求される関連の度合い自体が他の要素に左右されるのか否かについても、国際関連訴訟の範囲の確定の問題として、今後更に精緻な検討を試みたいと思う。

(1) なお、本稿での検討対象は、財産関係事件に限定する。

(2) 裁判例として、関西鉄工事件(大阪地中間判昭四八・一〇・九判時七二八―七六)がある。

(3) 林脇トシ子・ジュリスト一六三号六八頁(一九五八)、坪田潤二郎「国際的二重訴訟と二重判決の効力」海外商事法務八九号九頁(一九六九)、高桑昭・NBL一五五号九頁(一九七八)、加藤哲夫・中村英郎編『民事訴訟法演習』(成文堂、一九九四)四九頁、松山邦彦・NBL九一九号八〇頁(二〇〇九)、竹下守夫「上原敏夫・兼子一」『条解民事訴訟法』[第二版] (弘文堂、二〇一三) 八二八頁等。

- (4) 前掲注(3) 林脇六八頁。
- (5) 前掲注(3) 加藤五七頁、前掲注(3) 竹下 上原八二八頁。
- (6) 前掲注(3) 坪田九頁、前掲注(3) 高桑九頁。
- (7) この説を支持するものとして、道垣内正人「国際訴訟競合(五・完) 法学協会雑誌二〇〇巻四号七一五頁(一九八三)、海老沢美広「外国裁判所における訴訟係属と二重起訴の禁止」青山法学論集八巻四号一頁(一九六七)、矢吹徹雄「国際的な重複訴訟に関する一考察」北大法学三二巻三・四号二七一頁(一九八一)、澤木敬郎「国際的訴訟競合」鈴木忠一 三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座七』(日本評論社、一九八二)一〇五頁、伊東乾「国際二重訴訟の鍵点」慶応二二五年記念論文集三頁(一九八三)、上村明広「国際的訴訟競合論序説」神戸学院法学二八巻二号一頁(一九九八)、安達栄司「国際的訴訟競合論」成城法学七五号一頁(二〇〇七)等がある。裁判例としては、グールド事件(東京地中間判平一・五・三〇判時一三四八一九二)等がある。
- (8) 前掲注(7) 道垣内七五三頁。
- (9) 前掲注(7) 海老沢一三一―一五頁。
- (10) 前掲注(7) 道垣内一〇三頁以下、前掲注(7) 矢吹二八六―二八七頁、前掲注(7) 澤木一八八頁、前掲注(7) 伊東一六頁、前掲注(7) 上村一七一―一八頁、前掲注(7) 安達二一―二三頁等。
- (11) この説を支持するものとして、石黒一憲「国際私法の解釈論的構造」(東京大学出版会、一九八〇)二八一頁、小林秀之「国際取引紛争」〔第三版〕(弘文堂、二〇〇三)二〇七頁等がある。裁判例としては、真崎物産事件(東京地判平三・一・二九判時一三九〇―一九八)等がある。
- (12) 前掲注(11) 小林二〇八―二〇九頁。
- (13) 小林秀之 村上正子「国際民事訴訟法」(弘文堂、二〇〇九)一六五頁。
- (14) なお、他にも、弾力的な処理が期待できるとして、内国訴訟手続の中止の活用を検討しているものがあるが、最終的には、中止の要件や不服申立ての手段等を立法化することが必要であるとしている(石黒一憲「外国における訴訟係属の国内的效果―国際的訴訟競合を中心として―」澤木敬郎 青山善充「国際民事訴訟法の理論」(有斐閣、一九八七)三四三―三四六頁)。

- (15) 山本和彦・斎藤秀夫ら編『注解民事訴訟法(五)「第二版」』(第一法規出版、一九九二)四六五頁以下。
- (16) 前掲注(15) 山本四六七頁。
- (17) 前掲注(15) 山本四六七頁。
- (18) 前掲注(15) 山本四六七頁。
- (19) 渡辺惺之「国際的二重訴訟論—訴の利益による処理試論—」新堂幸司ら編『判例民事訴訟法の理論／中野貞一郎先生古稀祝賀(下)』(有斐閣、一九九五)四七五頁。
- (20) 前掲注(19) 渡辺五〇四頁。
- (21) 前掲注(19) 渡辺五〇四頁。
- (22) 前掲注(11) 小林二〇八—二〇九頁は、「いずれかの当事者に」実質的な司法的救済の拒否が生じないかを問題としているが、日本で司法的救済を求めたのは内国訴訟の原告であり、内国訴訟の被告の日本での司法的救済の拒否が問題になる場面は多くないと考えられるため、本稿では内国訴訟の原告に対する司法的救済の問題のみを取り上げる。
- (23) 本判決の評釈として、次のものがある。小川治彦・ジュリスト一四九八号一〇四頁(二〇一六)、安達栄司・金融・商事判例一五〇七号八頁(二〇一七)、岡野祐子・新・判例解説Watch二二九号二九九頁(二〇一七)、高杉直・ジュリスト臨時増刊一五〇五号三—三頁(二〇一七)、種村佑介・判例時報二二三〇号一五三頁(二〇一七)、中野俊一郎・民商法雑誌一五三巻四号五四—一頁(二〇一七)、野村武範・法曹時報六九巻八号二八九頁(二〇一七)、野村武範・ジュリスト一五〇—九〇頁(二〇一七)、村上正子・ジュリスト臨時増刊一五〇五号一四六頁(二〇一七)、村上正子・JCAジャーナル六四巻一号—一頁(二〇一七)、山本戸勇一郎・法学研究(慶應) 九〇巻六号九七頁(二〇一七)、山田恒久・私法判例リマックス五五号一三〇頁(二〇一七)、不破茂・国際商事法務四六巻五号六六二頁(二〇一八)、横溝大・ジュリスト一五一七号一三〇頁(二〇一八)。
- (24) 第一審及び第二審では、XらはY及びその取締役らを被告又は被控訴人としていたが、当該取締役らに係る請求については第一審でも第二審でも(民事訴訟法三条の九の問題になる前に)そもそも日本に国際裁判管轄が認められなかった。この点についてXらは上告受理申立理由として挙げたものの排除され、最高裁では、Yに対する請求について日本に国際裁判管轄が認められるとした上での三条の九の解釈のみが取り上げられている。

- (25) 佐藤達文「小林康彦『一問一答 平成23年民事訴訟法等改正』(商事法務、二〇二二) 一五八頁。
- (26) 前掲注(25) 佐藤「小林一五九頁。
- (27) 双方とも考えられるものとして、前掲注(23) 野村・曹時三〇三頁。「事案の性質」と考えているものとして、前掲注(23) 岡野三〇二頁、前掲注(23) 種村一五五頁、前掲注(23) 山田二三三頁がある。もともと、この①の要素について、前掲注(23) 山田一三三頁は、これを「事案の性質」だとした上で、「事案の性質として考慮されているのは、訴訟によって解決されるべき『紛争』の由来であって、『訴訟係属』の状態ではない」ことを理由の一つとして、「本判決を国際的訴訟競合状態を規律するために、外国訴訟係属を『特別の事情』の一要素として考慮した最高裁判決と評することはできないように思われる」としている。また、前掲注(23) 野村・ジュリ九〇頁も、「本件は、ネバダ州法人であるYの経営等に関する紛争から派生したものであり、かつその紛争に係る訴訟が既に米国で係属しているという、事案の性質と関連訴訟の存在とが深く関わり合っている事案であり、最高裁が、一般に、外国の裁判所に関連訴訟が存在することを重視することを判示したものと解するのは判旨を正解しないもののように思われる」と指摘している。前掲注(23) 高杉三一四頁、前掲注(23) 種村一五六頁、前掲注(23) 山木戸一〇五頁も参照。
- (28) 前掲注(25) 佐藤「小林一五八頁は、「応訴による被告の負担の程度」に含まれるものとして、「応訴により被告に生じる負担、当事者の予測可能性等の当事者に関する事情」を挙げている。
- (29) この点は、第一審及び第二審から指摘されている。米国で改めて訴訟を提起することがXらにとって過大な負担にならない理由として、最高裁が指摘した理由以外に、第一審及び第二審は、Xらが自ら積極的に米国子会社を通じてYによる事業に出資し、経営参加していること、及び、内国での請求と外国での請求との間に共通性や関連性がある部分が多いことを挙げている。さらに、第一審は、注(24) で前述の通り、「国際裁判管轄が認められなかったYの取締役らに対する請求を「米国等の日本以外の裁判所で当該被告らに対する訴えを提起する」際に「Yに対する訴えについても、合わせて併合提起することで、複数の国にまたがる訴訟追行を避けることができ、Xら及びYらの双方にとっても、便宜にかなう」として、そもそも国際裁判管轄が認められなかった請求と、三条の九の適用の結果却下されることになった請求とを将来的に外国で合わせて訴え提起することに言及した。これに対してXらは、これらの訴えを併合提起できる保証はないと主張したが、第二審は、ネバダ州地方裁判所の民事訴訟規則に言及して、それらを併合提起できる可能性は十分であると認定した。この理

由づけは、内国訴訟の原告の再度の訴訟提起の負担を考慮しているが、本件のように、将来的に外国で提起するであろう他の訴えが常にあるとは限らないことに鑑みると、後述のように、およそ関連訴訟が問題となる事案においては必ず存在する関連請求に係る外国訴訟自体に、内国訴訟に係る請求を併合できるかを検討する方が、これら下級審の趣旨を汲みつつ、より一般化可能な基準となりうるのではないかと考える。

(30) Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgements in civil and commercial matters. OJ L351, p. 1. これは、元々一九六八年に署名されたブリュッセル条約(1968 Brussels Convention on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters. OJ L299, p. 32)が、その後四度の加入条約を経た後にブリュッセルI規則(Council Regulation (EU) No 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgements in civil and commercial matters. OJ L12, p. 1)となり、それが二〇一二年にさらに改正されたものである。

(31) なお、本稿では、国際訴訟競合規制及び国際関連訴訟規制について本規則が相互的に適用される構成国間の関係に絞って考察するものとし、非構成国で係属している訴訟や、非構成国で下された判決の扱いについては、改めて検討したい。

(32) “*lis pendens*”又は“*lis alibi pendens*”は、訴訟係属の抗弁とも訳されるが、日本の民事訴訟法学でいう「抗弁」とは意味が異なるので(日本法でいう「妨訴抗弁」に該当する)。以下これのことを「リスペンデンス」という。

(33) この条文は、二項の通知の義務がブリュッセルI規則からIbis規則への改正の際に加えられた以外は、ブリュッセル条約時代から存在する(ブリュッセル条約二一条、ブリュッセルI規則二七条)。ただし、一九八九年のスペインとポルトガルの加入条約(OJ L285, p. 1)より前は、訴訟の義務的な却下を原則とした上で、外国裁判所の管轄が争われているときには中止も可能であると規定したのに対し、両訴訟が却下されることへの懸念から、同加入条約によって、現在の形に改正された。

(34) フランス語版では“*sur soi*… *a statuer*”、ドイツ語版では“*setzt*… *das Verfahren*… *aus*”となっており、いずれも、再開を前提として訴訟手続を停止することを指していることから、日本法における中止と通ずるため、以下中止と訳すこととする。

(35) U. Magnus and P. Mankowski, eds., *Brussels Ibis Regulation* (seller european law publishers, 2016) Art. 29 note 1 (R.

Fentiman),

(36) Report by Mr. P. Jenard on the Convention of 27 September 1968 on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters. OJ C59, p. 41.

(37) The owners of the cargo lately laden on board the ship "Tary" v. the owners of the ship "Maciej Rataj". (Case 406/92) (1994) ECR I-5439, para. 35. 事案はおおむね次の通りである。Tary号でまこめて運ばれた積荷の汚染に関して、オランダとイングランドで複数の訴訟が提起された。積荷の所有者は複数いたが、三つのグループに分かれて訴訟活動を行っている。まず、オランダにおいて、Tary号の所有者からグループ一とグループ三に対して、積荷の損害の全部又は一部の責任を負わないことの確認を求める訴えが提起された。次いで、イングランドで、①グループ三からTary号及びその姉妹船の差押えを求める対物訴訟が提起された。また、②グループ二からもTary号の姉妹船の差押えを求める対物訴訟が提起された。これらに対し、Tary号の所有者は、①においてはリスペンデンス又は関連訴訟に基づく管轄拒否を、②においては関連訴訟に基づく管轄拒否を求めた。

(38) *Id.*, para. 37. Gubisch Maschinentabrik KG v. Giulio Palumbo (Case 144/86) (1987) ECR 4861, para. 14. CJEUは、英語やドイツ語以外の多くの他の言語版が、二つの要件を文言上区別していることに言及している。

(39) 訴訟の対象の同一性の判断基準を示した判例として、まず、Gubischの事案 (Gubisch v. Palumbo, *supra* note 38) が挙げられる。この事案では、機械の売主がその買主に対して代金支払等の履行を請求する前訴をドイツで提起したのに対して、逆に買主が売主に対して売買契約の無効(場合によっては取消し)の確認を求める後訴をイタリアで提起した。後訴において被告たる機械の売主は、当時のブリュッセル条約二二条(現在のIbs規則二九条一項、三項に相当。注(33)参照)の適用を主張した。CJEUは、前訴は契約に効力を与えることを目的としており、後訴は契約からあらゆる効果を奪うことを目的としていることから、契約が拘束力を有するか否かという疑問が二つの訴訟の核心にあり ("lies at the heart of the two actions" (para. 16))、両訴訟は同一の対象を有するとした。これが核心理論と呼ばれている(酒井・石川明=石渡哲「EUの国際民事訴訟法判例」(信山社、二〇〇五)一八〇頁)。続いて、Tary号の事案 ("Tary" v. "Maciej Rataj", *supra* note 37) でも、同条の適用が主張されたが、訴訟の対象とは訴訟が目的とする結果 ("the end the action has in view" (para. 40)) であると定義した上で、損害賠償責任を負わないことの確認を求める訴訟と、損害賠償を求める訴訟

との関係について、損害賠償責任の問題が両訴訟の中心にある(“is central to both actions” (para. 42))から、訴訟の対象は同一であるとした。これらの判決によって、CJEUは、核心理論を採用して、リスベンデンスの範囲を拡大したと考えられている(同一八六一―八七頁)。

(40) “Tary” v. “Maciej Rataj”, *supra* note 37, para. 38. 同じ対象を有してはいるが準拠法が異なる二つの訴訟も、CJEUが国内法下の請求の区別は同一性の判断に関係しないとしていることを踏まえれば(Tary号の事案で、CJEUは、対物訴訟と対人訴訟のような国内法下の区別は、同一性の判断に影響を与えないとした (para. 46))、同じ事実と法規に依拠していると言えるであろう (Fentiman, *supra* note 35, Art. 29 note 22)。

(41) この条文は、ブリュッセル条約時代から存在し(ブリュッセル条約二二条、ブリュッセルI規則二八条)、三項は変わっていない。一項については、ブリュッセル条約からブリュッセルI規則への改正の際に、両訴訟が第一審に係属していることという要件が削除されている。二項については、同じ改正の際に、両方の訴訟が第一審に係属していることという要件が追加された後、ブリュッセルI規則からBrI規則への改正の際に、その第一審に係属していることという要件が、両方の訴訟でなく、最初に係属した裁判所での訴訟にのみ要求されるというように変更された。

(42) Fentiman, *supra* note 35, Art. 30 note 6. 具体的には、Darmon 法務官がその意見 (Advocate General Darmon, (1988) ECR 5565, para. 14) において例として挙げた、次のような場面を想定すると分かりやすい。すなわち、二人の者が事故を起こしたとされて、訴訟が別々に始まり判決も別々に生じた場合に、一方の判決は請求を支持するものであったのに対し、他方の判決は、損害が補填されえない性質であることを理由に請求を却下するものであった、という例である。この場合、両判決は矛盾 (irreconcilable) はしておらず、いずれの判決も他方の判決の執行を妨げないけれども、二つの判決は整合しない (inconsistent) ものであると言える。このような場合に、一九九条でなく二〇〇条が機能するのである。

(43) 第二の裁判所は、最初の裁判所が両訴訟について管轄権を有することを保証するために、最初の裁判所の管轄の有無を審理しなければならぬ (Id. Art. 30 note 10)。これは、構成国裁判所が他の構成国の管轄権を審理しえないという原則の限られた例外を規定している。

(44) “Tary” v. “Maciej Rataj”, *supra* note 37, para. 52. この事案では、積荷の所有者のあるグループからの、船の所有者に対する、積荷の運送契約違反に基づく損害賠償請求訴訟と、積荷の所有者の他のグループからの、同じ被告に対する、同じ

文言だが別々の運送契約の違反に基づく損害賠償請求訴訟について、相互に排他的な法的帰結は生じさせないが、別々に審理判決をすると抵触判決のリスクがあるとして、本条の意味で関連していると考えられた (paras. 48-57)。

(45) Fentiman, *supra* note 35, Art. 30 note 8. また、Tesauro 法務官は、その意見 (Advocate General Tesauro, (1994) ECR I-5439, para. 28) において、関連訴訟の規定は、調和的な法的判断を促し、それによって、その理由に関してのみで互いに抵触する判決の危険を回避することを目的としている、とする。

(46) フランス民事訴訟法典一〇〇条は、「同一の紛争が、ともに管轄を有する同じ審級の二つの裁判所に係属した場合には、第二に係属した裁判所は、当事者の一方が請求した場合には、他方の裁判所のために訴訟を却下しなければならない。当事者の請求がなければ、職権でそれを行うことができる。」と規定する (フランス民事訴訟法典の訳については、高田裕成・民事訴訟法現代語化研究会編『各国民事訴訟法参照条文 日本立法資料全集別巻34』(信山社、一九九五)三九〇頁を参考にした。以下同じ)。

(47) この判決の矛盾は、異なる国で下された二つの判決を同時に執行することが不可能であることだと定義されている (S. Lenaire, "La connexité internationale", *Travaux du Comité français de droit international privé 2008-2010* (2011), n. 21)。

(48) B. Audit et L. d'Avout, *Droit International Privé* (Economica, 2013), n. 445.

(49) Cass. 1re civ., 25 juin 1974, n. 73-12452, JDI 1975, p. 102, note A. Huet.

(50) Cass. 1re civ., 26 novembre 1974, n. 73-13820, JDI 1975, p. 108, note A. Ponsard.

(51) *Id.*

(52) D. Holleaux, J. Foyer et G. de Geouffre de La Pradelle, *Droit International Privé* (Masson, 1987), n. 770; A. Huet, *Juris Classeur Fasc. 61*, n. 3 s. 201207 (2012) 201207, 時間的な先後ではなく、より早急な裁判所か否かを基準にすべき

(53) Cass. Ass. Pl., 7 juillet 2006, n. 04-10672, JCP 2007 II 10070, note G. Wiederkehr.

(54) Lenaire, *préc.* n. 47, n. 11.

(55) *Id.*, n. 16.

- (56) 直訳すると、判決を下すことを延期すること、となるが、判決手続を、再開を前提とした上で一旦停止するという意味で、日本法における中止に通ずるため、以下中止と訳すこととする。
- (57) いずれにせよ、外国判決がフランスで承認される可能性があるとしても、フランス裁判所には、訴訟を却下して外国裁判所に委ねるか否かを評価する権限を残すのがふさわしいと考えられている (Holleaux *et al. préc.* n° 52, n° 778; Audit et d'Avout, *préc.* n° 48, n° 448; Huet, *préc.* n° 52, n° 39)。
- (88) P. Mayer et V. Heuzé, *Droit international privé*, 11e éd. (LGDJ, Lextenso éditions, 2014), n° 462; Audit et d'Avout, *préc.* n° 48, n° 448; Y. Loussouarn, P. Borel et de P. Vareilles-Sommières, *Droit international privé*, 10e éd. (Dalloz, 2013), n° 817.
- (59) Loussouarn *et al. préc.* n° 58, n° 817; Mayer et Heuzé, *préc.* n° 58, n° 462; Audit et d'Avout, *préc.* n° 48, n° 448.
- (60) D. Holleaux, "La litispendance internationale", *Travaux du Comité français de droit international privé* 1971-1973 (1974), p. 218.
- (61) フランス民事訴訟法典一〇一条は、「二つの異なった裁判所に提起された事件の間に、それらを一度に審理判断することが良い司法の利益であるような関連性が存在する場合には、その裁判所の一方に、訴訟を却下して、その事案をそのまま他方の裁判所に移送することを請求することができる。」と規定する。
- (62) Cass. 1re civ., 22 juin 1999, n° 96-22546 Rev. cit. DIP 2000, p. 42, note G. Cunibert.
- (63) もともと、破毀院は、一九六九年三月一〇日の判決 (Cass. 1re civ., 10 mars 1969, JDI 1969, p. 659, note Bredin) で既に、国際的な関連性の抗弁を認めていたとも解されうる。すなわち、フランスとイタリアの裁判所に訴訟が係属していた事案において、控訴裁判所が、二つの訴訟には当事者間の紛争について矛盾する解決を与えようとする相関関係があり、したがって、第二に係属したフランスの裁判所の却下を正当化する「緊密な関連性」が存在するとした判断を支持したのである。ところが、フランスとイタリアの間の条約に、関連訴訟の場合には第二に係属した方の国の裁判所が訴訟を却下できる旨の規定が置かれており、本件では一般的な原理なくして却下の正当化が可能であったこと、及び、同条約に従えば、フランス裁判所には管轄がなかったことから、裁判所が関連請求についてともに管轄を有することを前提とする関連性の問題を持ち出す必要はなかったため、この判決の射程は限定的であると考えられている (JDI 1969, p. 663, note Bredin)。

- (64) 二つの判決の不整合とは、注(37)で前述のCJEUのTary号の事案を引用して、訴訟上同じ問題について判断するべきを求められた部分について存在すると説明されているが、フランス法上明確には定義されていない(Lemaire, *préc.* n° 47, n° 26 s.)。
- (65) *Id.* n° 2; Audt et d'Avout, *préc.* n° 48, n° 449; H. Bantfal et P. Lagarde, *Droit International Privé* (Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1983), n° 676; M. Revillard, *Journal du Droit international* 1991 (1991) p. 728; Loussouan et al. *préc.* n° 58, n° 821.
- (66) Huet, *préc.* n° 52, n° 44 s.
- (67) Holleaux et al. *préc.* n° 52, n° 783; Huet, *préc.* n° 52, n° 51; Mayer et Heuzé, *préc.* n° 58, n° 458 note 151; Loussouan et al. *préc.* n° 58, n° 820 は、その理由につき、二つの請求が同一であるリスペンデンスよりも、二つの請求が異なる関連訴訟の状況下の方が、第二の裁判所で請求を係属させた当事者の態度が不正である疑いが弱まるためであるとしている。Lemaire, *préc.* n° 47, n° 46 s. は、それぞれの裁判所は、訴訟に共通する問題との関連の度合いによって、自身の状況及び裁判所間の優劣を評価することが適切であるとした上で、*Dis* 規則三〇条一項(当時はI規則二八条一項)については、関連訴訟の中止について時間的先後を問題としているけれども、最初に係属した裁判所についても、条文で規定されていないが、裁判所の法が認めれば、訴訟を中止する裁量の問題になるとする。
- (68) Huet, *préc.* n° 52, n° 51.
- (69) Cass. I^{re} civ., 22 juin 1999, *préc.* n° 62.
- (70) Lemaire, *préc.* n° 47, n° 9.
- (71) なお、破毀院は、一九八七年一〇月二〇日の判決において、「関連性の抗弁を認めることは、裁判所の単なる権能でしかありえない」(Cass. I^{re} civ., 20 octobre 1987, n° 85-18,877, *JDI* 1988, p. 446, note A. Huet) として、関連性の抗弁を認めないことが裁量的べきであることを明示している(Holleaux et al. *préc.* n° 52, n° 778 et 782; Mayer et Heuzé, *préc.* n° 58, n° 463; Huet, *préc.* n° 52, n° 52; Revillard, *préc.* n° 65, p. 728)。
- (72) Lemaire, *préc.* n° 47, n° 36 s. 前述のように、リスペンデンスの抗弁は、判決の矛盾のリスクを防ぐことを目的としているのに対して、関連性の抗弁は、判決の不整合を避けることのみを目的としている。そのため、リスペンデンスの場合に最

も適した解決が却下だとすれば、それは関連性の場合には重すぎる上に、実際問題として司法拒絶のリスクを生じさせる。確かに、内国法では、前述の通り、関連訴訟の場合にも却下が認められているが、内国での関連訴訟については、同じ主権の下で手続の矛盾が生ずるのに対し、国際関連訴訟の場合には、異なる主権の下で手続の矛盾が生じているため、この場合に内国訴訟を却下することは、外国の主権のために司法の実現を放棄することに他ならないとする。そして、判決のありうる不整合は、国家が外国の主権のために司法の実現を放棄することを正当化しないとする。結果として、関連訴訟の場合には、中止が最も適切な解決であるとする。具体的には、裁判所が、共通の問題について外国裁判所が判断を下すまで司法機能を停止し、その後、手続を再開して、外国裁判所との矛盾なしに判断をしようということである。中止によって手続が遅らせられることについては、却下を避け司法拒絶のリスクをなくすことの重要性に鑑みれば許容されるとする。

(73) Loussouarn *et al. préc.* n° 58, n° 822 s.

(74) *Id.* n° 822.

(75) *Id.* n° 824, note 1.

(76) 前掲注(25) 佐藤 II 小林 一五九頁。

(77) したがって、平成二八年判決においても、最高裁は、内国請求が別件米国訴訟で併合審理されるか否かを考慮に入れるべきであったと考える。

(78) 前掲注(27) 参照。

(79) 例えば、国際訴訟競合規制における承認予測説で考慮される、外国裁判所で将来下されるであろう判決の日本での承認可能性や、他の説でも考慮される、内外訴訟の係属の先後等の要素を、国際関連訴訟の規制においても考慮すべきか否かといった点が例として挙げられる。